

(様式5)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準(申請に対する処分関係)

		資料番号	3 - 2	担当課	長寿介護課
法令名	介護保険法	根拠条項	69の3	許認可等の内容	介護支援専門員の登録の移転
<p>(登録の移転)</p> <p>第69条の3 前条第1項の登録を受けている者は、当該登録をしている都道府県知事の管轄する都道府県以外の都道府県に所在する指定居宅介護支援事業者その他厚生労働省令で定める事業者若しくは施設の業務に従事し、又は従事しようとするときは、当該事業者の事業所又は当該施設の所在地を管轄する都道府県知事に対し、当該登録をしている都道府県知事を経由して、登録の移転の申請をすることができる。ただし、その者が第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間が満了していないときは、この限りでない</p> <p>介護保険法施行規則</p> <p>(法第69条の3の厚生労働省令で定める事業者若しくは施設)</p> <p>第113条の9 法第69条の3の厚生労働省令で定める事業者又は施設は、次の各号に掲げるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">一 特定施設入居者生活介護に係る指定居宅サービス事業者二 小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定地域密着型サービス事業者三 介護保険施設四 介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定介護予防サービス事業者五 介護予防小規模多機能型居宅介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定地域密着型介護予防サービス事業者六 指定介護予防支援事業者七 地域包括支援センター <p>(介護支援専門員の登録の移転の申請)</p> <p>第113条の10 第69条の3の規定による登録の移転を申請しようとする者は次に掲げる事項を記載した登録移転申請書を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none">一 氏名、生年月日及び住所二 登録番号三 登録をしている都道府県知事					